

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

告示

鳥取県告示第六百三十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十五年十二月二十日次のおり米飯提供業者の登録をしたので同条第三項の規定により告示する。

昭和三十五年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇告示 米飯提供業者の登録
昭和三十六年度森林区施業計画案の公表
道路の位置指定
- 開拓営農振興臨時措置法に基づく営農改善
資金の融通要綱の一部改正
- 正 公衆浴場入浴料金の統制額の指定の一部改
正
昭和三十五年十二月十九日付け鳥取県公安
委員会規則第八号中訂正

登録番号	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
六三八	内田ちよふ	内田旅館	米子市道笑町二丁目四〇	住所に同じ
六三九	松本 定吉	松本	万能町七二番地	住所に同じ
六四〇	中村 綾子	中村別館	東町二四	住所に同じ
六四一	坂本幸之助	幸明荘	糺町二丁目一三五番地	米子市明治町五四番地
六四二	坂本 久子	せにや旅館	朝日町二四	住所に同じ

六四三	山脇 正子	あさひ荘	〃	〃	六五	〃
六四四	松本寿美子	松尾旅館	〃	東倉吉町四一	〃	〃
六四五	岩本小恵子	初雁	〃	尾高町一一三ノ二	〃	〃
六四六	広江ひで子	小鳩旅館	〃	立町二丁目三〇	〃	〃
六四七	安島 ちえ	安島〃	〃	加茂町一丁目五	〃	〃
六四八	宮永 しま	豊後屋〃	〃	茶町一番地	〃	〃
六四九	真田 裕子	真田〃	〃	明治町三三	〃	〃
六五〇	吉岡 幸子	旅館小松	〃	末広町二四	〃	〃
六五一	小川さだの	丸喜	〃	蚊屋二八三ノ六	〃	〃
六五二	織田かめの	有限会社松風閣 松風閣別館	〃	皆生一、八八〇番地	〃	〃
六五三	末次忠太郎	なぎさ園	〃	東伯郡東伯町大字徳万一七二ノ一	〃	〃
六五四	原 愛人	有限会社川水	〃	米子市皆生一、九九〇	〃	〃
六五五	内田 憲吾	〃 うらく荘	〃	〃 一、八四七番地	〃	〃
六五六	楊 華 傑	翠明荘	〃	〃 一、八四二	〃	〃
六五七	野坂 康久	有限会社十字屋 公会堂パーラー	〃	東倉吉町六六	〃	〃
六五八	池淵 寿子	登月	〃	〃 西倉吉町五九	〃	〃
六五九	生田 末秋	レストランいくた	〃	境港市本町六番地	〃	〃
六六〇	後藤 ヨシ	有限会社好日荘	〃	米子市灘町一丁目九二	〃	〃

鳥取県告示第六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第八條第一項の規定による昭和三十六年度森林区実施計画案を昭和三十五年十二月二十三日次のとおり公表する。

昭和三十五年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 公表の場所

1 鳥取県庁

2 東部、中部及び西部山林事務所

3 各市町村役場

二 市町村長が縦覧に供する期間

昭和三十五年十二月二十四日から三十日間

鳥取県告示第六百三十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十五年十二月二十日道路の位置を指定したので同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十五年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 申請人の住所氏名

鳥取市東町二丁目 鳥取県知事石破二朗

二 道路の位置場所

米子市久米町四〇番地
三八番地の二
三九番地の二
の各一部

三 道路の幅員及び延長
幅員 四メートル
延長 九、五一メートル

鳥取県告示第六百三十三号

開拓営農振興臨時措置法に基づく営農改善資金の融通要綱（昭和三十三年五月鳥取県告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第四条を次のように改める。

第四条 融資機関が振興組合に対し、営農改善資金に必要な資金として、貸し付ける資金の限度額及び貸付時期は、別に告示する。

第七条を次のように改める。

第七条 削 除

第二号様式を次のように改める。

資	分	借	入	元	金	初	月	現	在	日	月	現	在	日	月	該	當	借	入	金	額	備

附 則

この要綱は、昭和三十五年八月一日から適用する。ただし、昭和三十五年七月三十一日以前において改正前の要綱によつて昭和三十三年度に融資した資金については、なお、従前の例による。

鳥取県告示第六百三十四号

昭和三十二年十月鳥取県告示第四百八十一号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）の一部を次のように改正し、昭和三十五年十二月二十三日から施行する。

昭和三十五年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公衆浴場入浴料金の額の表中

大 人	十三円	中 人	十円
大 人	十一円	中 人	九円
大 人	十五円	中 人	十二円
大 人	十三円	中 人	十円

を に改める。

正 誤

昭和三十五年十二月十九日付け鳥取県公安委員会規則第八号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁	段	行	誤	正
6	上	2	側車の自転車	側車付の自転車
7	上	2	他の車両	他の車両
8	上	9	法七十六条	法七十六条
10	備考欄中		鳥取に	鳥取県下に